

# 企業の皆様の思いを、 「あみ・未来プロジェクト」でかたちに！

～ 「企業版ふるさと納税」のご案内 ～

阿見町では、地方が成長する活力を取り戻す「地方創生」を進めるため、「参加」、「支え合い」、「賑わい」をキーワードに、今を生きる私たちはもとより、将来を担うこどもたち、そして将来の世代までが幸せに暮らしていける「**未来に責任を持てる魅力あるまちづくり**」を推進しています。この趣旨にご賛同いただき、寄附を通じて、本町の地方創生を応援していただける企業を募集いたします。

ぜひ皆様のお力添えをお願いいたします。



## 企業版ふるさと納税とは

**令和6年度まで!!**

## 地方公共団体への寄附に係る企業負担が、より軽減されます！

内閣府の認定を受けた地方公共団体の地方創生プロジェクトに寄附をした場合、損金算入（約3割）に加えて、法人住民税、法人事業税などの税額控除（6割）が受けられ、最大で寄附額の約9割が軽減される制度です。 ※ 10万円以上の寄附が対象となります。

**(例) 100万円の寄附 - 損金算入 30万円 - 税額控除 60万円 = 実質負担 10万円**

<p>「企業版ふるさと納税」を活用した寄附による軽減効果(約9割【新】)</p>		<p><b>実質負担</b></p>
<p>通常の寄附(約3割)</p>		
<p>損金算入による税減額 (約3割)</p>	<p>法人事業税+法人住民税+法人税 (6割)</p>	<p><b>1割</b></p>

《お問い合わせ先》

**阿見町 産業建設部 商工観光課**

TEL 029-888-1111 FAX 029-887-9560 E-mail shokokankoka-ofc@town.ami.lg.jp

# 「あみ・未来プロジェクト」

(令和2年3月31日付け内閣総理大臣認定)

## I 町民の雇用機会の創出と確保

農商工連携と6次産業の活性化，資金面での中小企業の下支え，経営相談の充実，創業しやすい環境づくり，新規就農者の支援，就業機会の創出等，多様で活発な経済活動を通じ，都市の活力を向上させ，社会経済情勢の変化に対応できる足腰の強い経済基盤を確立し，町民の雇用機会の創出と確保を図ります。

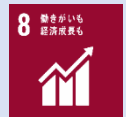
### ① 活力と賑わいの産業づくり

- 農商工連携と6次産業の活性化
- 医療を切り口にした産学官の連携強化
- 資金面での中小企業の下支え
- 経営相談の充実
- 積極的な企業誘致の展開
- 創業しやすい環境づくり



### ② 新たな就労機会の提供

- 担い手育成
- 新規就農者の定着
- 就業機会の創出
- 高齢者の活躍の促進
- 女性・高齢者等の新規就業の促進



## II 町へのひとの流れをつくる

阿見の魅力資源の積極活用，観光客の満足度向上，広域的な観光振興，郷土愛を育むまちづくり，シティプロモーションの推進，U I J ターンの促進，人材の育成等，町の魅力を積極的に PR し，交流人口・関係人口の創出・拡大に取り組むとともに，若年層の転入促進，転出抑制を図り，地方への新しい「ひと」の流れをつくります。

### ① 賑わいのあるまちづくり

- 阿見の魅力資源の積極活用
- 観光客の満足度向上
- 広域連携による一体的な観光振興
- 郷土愛を育むまちづくり



## ② 町との縁づくり

- シティプロモーションの推進
- 農業体験を通じた交流推進
- ふるさと納税による阿見のファンづくり
- 大学生，専門学校生への魅力発信



## ③ 移住・定住の促進

- 移住・定住の促進
- UIJ ターン の 促進  
(わくわく茨城生活実現事業)
- 生涯活躍のまちづくり
- 人材の育成  
(阿見町奨学金返還支援補助金)  
(阿見町人材育成海外留学奨学補助金)

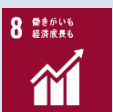


## Ⅲ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが活躍できるまちづくり

保育施設等の充実，児童の放課後の居場所づくり，子育て支援センター等の機能の充実，男女の出会いの場の創出，妊娠中から産後の支援の充実，育児相談の充実，子育て世帯の経済的負担の軽減，ワーク・ライフ・バランスの推進等，若い世代の結婚，出産，子育てに係る不安・負担を軽減し，希望をかなえるため，個々人の状況に応じて適切な支援を切れ目なく行うとともに誰もが活躍できるまちをつくれます。

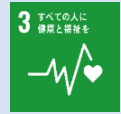
### ① 安心して子育てできる環境の充実

- 保育施設等の充実
- 多様な保育サービスの提供
- 児童の放課後の居場所づくり
- 子育て支援センター等の機能の充実
- 若い世代が地域に溶け込めるコミュニティづくり



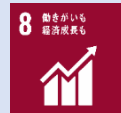
## ② 結婚・出産・子育て支援の充実

- 男女の出会いの場の創出
- 妊娠中から産後の支援の充実
- 不妊・不育に悩む方への支援
- 育児相談の充実
- 障害のある子どもたちの保育・教育の充実
- 子育て世帯の経済的負担の軽減
- いじめの未然防止等による子どもが安心して学べる支援や対応の充実



## ③ 誰もが活躍できるまちづくり

- ワーク・ライフ・バランスの推進
- ひとり親家庭に対する自立支援の推進
- 女性・高齢者等の新規就業の促進（再掲）
- 生涯活躍のまちづくり（再掲）



## IV 住みやすい町を次世代につなぐ

町民活動センターの機能の向上，文化芸術活動等の推進，良好な市街地の形成と住環境づくり，公共施設等の戦略的な維持管理・更新等の推進，自然環境の保全，公共交通の利便性の向上，安全・安心の確保，高齢者等の活躍の促進等，活気あるコミュニティの形成と安心して暮らし続けられる生活環境の確保を図り，住みやすい町を次世代につなぎます。

### ① ふれあいのまちづくり

- 町民活動センターの機能の向上
- 文化芸術活動等の推進
- コミュニティスクールの導入
- 町民参加型イベントを通じたふれあいづくり
- スポーツ・健康まちづくりの推進



## ② 快適で住みよいまちづくり

- 良好な市街地の形成
- 良好な住環境づくり
- 区域指定制度の促進
- 公共施設等の戦略的な維持管理・更新等の推進
- 自然環境の保全










## ③ 住みなれた地域で暮らし続けられるまちづくり

- 町民の自治意識の向上とまちづくりへの参加
- 公共交通の利便性の向上
- 安全・安心の確保
- 高齢者等の買物支援
- 高齢者等の活躍の促進
- 公民館・ふれあいセンターの充実



# 令和2年度の主要事業

地域予算制度	都市計画道路 寺子・飯倉線整備事業	スクールカウンセラーの配 置拡充	給食費無料化拡大事業
IV-③	IV-②	III-②	III-②
地域の課題を住民自らが討議して町へ要望し、納得した税金の使い方を実感することで、自治意識の向上を図ります。	新たな幹線道路となる「都市計画道路寺子・飯倉線」を整備し、町の主要市街地を連結する道路ネットワークを確立することによって、地域の活性化を促進します。	スクールカウンセラーの配置を拡充し、小中学校における教育相談体制の充実を図ります。	現在の第3子以降給食費無料化の対象範囲を拡大し、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。
			
R2 事業費：306 千円	R2 事業費：207,530 千円	R2 事業費：2,488 千円	R2 事業費：14,510 千円

人材育成奨学金支給事業	プレミアム付商品券事業	病児保育施設整備事業費 補助金
II-③	I-①	III-①
奨学金の返還をしている人や海外留学をする人に教育支援を行い、本町の定住、定職の促進を図るとともに有能な人材の育成を図ります。	プレミアム付商品券により、町内の消費拡大と商業の振興、活性化を図ります。	病児保育施設の整備により仕事と子育ての両立をサポートし子育て環境を整えることで若い世帯の人口増に繋がります。
		
R2 事業費：2,250 千円	R2 事業費：10,000 千円	R2 事業費：23,112 千円

この他にもたくさんの地方創生事業に取り組んでいます!!  
詳しくは事務局にご相談ください!!



## 企業の皆様にとってのメリット

- ◇ 地方創生の取組の支援、社会貢献による企業イメージアップ！！
- ◇ 自治体 SDGs を支援するパートナー企業として未来貢献！！
- ◇ 町の様々な媒体でご紹介させていただきます！！
  - 広報あみ 約 1.7 万部発行 ○ 阿見町公式ツイッター
  - 阿見町ホームページ 企業版ふるさと納税のページにて紹介（企業ロゴの掲載）
  - デジタルサイネージへの掲載（阿見町役場正面玄関）
  - 各事業のイベントでもご紹介（「さわやかフェア」でのパネル展示（来場者約 2.3 万人））

## 寄附のご検討から手続きの流れ

STEP  
1

### 寄附の相談（随時受付：商工観光課 TEL029-888-1111（代））

- ◇ ご支援いただける「あみ・未来プロジェクト」の取組についてご相談ください。

STEP  
2

### 寄附の申出

- ◇ 別紙の「寄附申出書」に必要事項をご記入いただき、町に提出していただきます。
- ◇ 企業名等の HP 公表等のための必要事項をやり取りさせていただきます。
  - 企業ロゴ ● 企業名 ● 企業内容（事業分野を示す程度のもの） ● 寄附に関するコメント

STEP  
3

### 納入通知書の送付・寄附金の払い込み

- ◇ 事業の完了・事業費の確定後、納入通知書を送付させていただきます。
- ◇ 納入通知書により、寄附金の払い込みをお願いいたします。

STEP  
4

### 寄附受領証の送付（寄附の払い込み確認後随時）

- ◇ ご担当者様宛に寄附受領証を送付いたします。

STEP  
5

### 法人関係税の申告手続き

- ◇ 税額控除を受けるためには、寄附受領証（写し）が必要となります。受領証（原本）は寄附企業で保管いただくことになります。

## 留意点

- 1 回当たり 10 万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- 本社が阿見町内に所在する企業様の寄附については、本制度の対象となりません。（この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。）